

高円寺 火災 判決！ - 西日本防災システム

2013 02 13

平成21年東京都杉並区高円寺の居酒屋で、14人が死傷した火災で、業務上過失致死傷罪に問われた元経営者ら3人の判決公判が13日、東京地裁で開かれました。裁判長は「防火意識の低さは強い非難を免れない」として、禁錮2年6月、執行猶予5年(求刑禁錮2年6月)を言い渡しました。

ビル所有会社元社長(57)、同社社員で防火管理担当だった被告(30)はそれぞれ禁錮1年8月、執行猶予3年(同禁錮2年)とされました。

入居テナントの専有部分の防火管理に対し、ビル所有者側の過失責任の程度が争われた注目の裁判でした。今崎裁判長は「個々のテナントに管理を委ねれば、十分な実効性を挙げられないことは今回の火災からも明らか」と指摘。直接専有部分に立ち入り不備を是正するのは困難だったと判断した上で、「適切な指導を怠った」という限度で責任を認定しました。

判決によりますと、火災では客ら4人が死亡し、10人がけがをしました。火災報知設備や消火器、避難出口は正常に使用できない状態だったようです。
尊い命が失われた以上、責任の所在を明らかにしなければいけないのですが、この経験を今後必ず生かして安全を追求していかなければ・・・と思います。
「テナント内部のことはテナントに責任があるんだから・・・」では だめですよ！ビル全体を把握しなさいってことですね！



西日本防災システム
NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ 